

## 北広島市上下水道事業検針・収納等業務委託に係る公募型プロポーザル方式募集要項

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による募集を行うので、参加を希望する場合は、別紙の参加申請書（様式1）に必要書類を添付の上、提出すること。

### 1 委託業務概要

#### (1) 委託業務名

北広島市上下水道事業検針・収納等業務委託

#### (2) 業務執行場所

北広島市庁舎内に事務所を置き、北広島市給水区域の範囲内とする。

#### (3) 委託業務の概要

- ① 窓口・受付業務（インターネット受付含む。）
- ② 検針業務
- ③ 再検針・漏水調査業務
- ④ 開閉栓業務
- ⑤ 調定・更正業務
- ⑥ 収納業務
- ⑦ 未納整理業務
- ⑧ 給水停止業務
- ⑨ 電子計算処理業務（システム構築を含む。）
- ⑩ 検満メーター取替データ管理業務
- ⑪ 各種資料作成業務
- ⑫ 事務引継ぎ
- ⑬ その他各業務に附帯する業務

#### (4) 委託期間

令和4年8月1日から令和9年7月31日までとする。

#### (5) 業務委託の準備期間等

契約締結日から業務委託開始日までの期間は準備期間とし、当該期間に関する経費は受託者の負担とする。

#### (6) 業務提案に係る委託料の見積上限額

上限額 309,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

（年度別内訳）

令和4年度	41,200,000円
令和5年度	61,800,000円
令和6年度	61,800,000円
令和7年度	61,800,000円
令和8年度	61,800,000円
令和9年度	20,600,000円

この金額は契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積金額は、この上限額を

超えないこと。

**(7) 提案見積金額**

提案見積金額は、業務委託期間の総額（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）とし、年度別に積算内訳書を添付すること。

**(8) 契約保証金**

契約にあたり、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、北広島市契約規則第39条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

**2 参加資格要件**

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 北広島市契約規則（平成15年北広島市規則第12号）に規定する令和3・4年度における物品購入等競争入札等参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、登録の再認定を受けていること。）。
- (3) 北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年3月2日市長決裁）第2条第1項の規定による、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) プロポーザルに参加しようとする者の間に次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

- ア、イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 北広島市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年北広島市条例第4号）に抵触しない者。
- (7) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。
- (8) 北海道内に事業所を有していること。なお、事業所とは、本店、支店、営業所等をいう。
- (9) 平成28年4月1日以降において、給水人口5万人以上の水道事業者が発注する業務で、窓口・受付、検針、開閉栓、調定・収納及び未納整理（給水停止を含む。）のすべてを履行内容に含む業務を3年以上にわたり継続して履行した実績を有すること（継続中の業務を含む。）。
- (10) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。
- ① 共同企業体の全ての構成員が(1)から(7)までの条件を満たすものであること。
  - ② 共同企業体の構成員のいずれかが(8)及び(9)の条件を満たすものであること。
  - ③ 共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
  - ④ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。
  - ⑤ その他の条件については、北広島市上下水道事業特定業務共同企業体取扱要領に定めるところによる。

### 3 実施方法

#### (1) 選定委員会の設置

プロポーザルによる参加資格審査及び契約候補者の選定を行うため、上下水道事業検針・収納等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

#### (2) 実施日程

プロポーザルによる契約候補者の選定は、以下の日程により実施する。なお、都合により変更となる場合がある。

提出期限における受付時間は、いずれも午前9時から午後5時までとする。

	内容	実施日
1	参加募集の告示	令和3年10月26日(火)
2	参加申請書等の作成に係る質問書の受付期間 (質問書は電子メールのみでの受付とする。)	令和3年10月26日(火)から 令和3年11月9日(火)まで
3	参加申請書等の提出期間	令和3年10月26日(火)から 令和3年11月24日(水)まで
4	参加資格審査結果通知書の送付	令和3年12月中旬
5	提案書及び提案見積書の作成に必要な資料の 閲覧期間	令和3年12月17日(金)から 令和3年12月28日(火)まで
6	提案書及び提案見積書の提出期間	令和3年12月17日(金)から 令和4年1月17日(月)まで

7	提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング	令和4年1月中旬から下旬
8	特定・非特定通知書の送付	令和4年2月上旬
9	契約内容に係る詳細打ち合わせ	令和4年2月中旬から下旬
10	契約締結	令和4年3月上旬
11	受託者準備期間	契約締結日から 令和4年 7月31日(日)まで
12	委託業務開始	令和4年 8月 1日(月)

#### 4 参加申請手続き

##### (1) 提出書類

- ① 参加申請書（様式1）
- ② 資本関係・人的関係調書その2（別記様式） ※該当する場合のみ提出
- ③ 組織概要（様式2）  
既存の資料等がある場合は添付すること
- ④ 財務状況関係書類  
直近2か年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書
- ⑤ 労働条件関係書類  
労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの
  - ・就業規則
  - ・労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書
- ⑥ 賠償保険加入状況  
不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの
  - ・保険証書の写し等
- ⑦ 北海道内に置く事業所の営業証明書（発行年月日は、申請書等の提出時の3か月以内とし、複写機による写しでも可とする。） ※参加資格者名簿に登録されている事業所が北海道内ではない場合のみ提出
- ⑧ 類似業務受託実績調書（様式3）
- ⑨ 北海道内における受託実績調書（様式3-1）
- ⑩ 類似業務受託実績を証する契約書、仕様書等の写し（契約期間、業務内容及び契約者印を確認できるもの）
- ⑪ 北海道内における受託実績を証する契約書、仕様書等の写し（契約期間、業務内容及び契約者印を確認できるもの）
- ⑫ プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していることを証する書類の写し等
- ⑬ 共同企業体により参加を申請する場合の追加提出書類
  - ・共同企業体協定書（標準様式）（様式1-1）
  - ・委任状及び使用印鑑届（第1号様式）

※業種により求める追加書類が異なるので、事前に確認すること。

##### (2) 提出部数

各1部

**(3) 提出方法**

郵送とする。提出期間内必着とする。

**(4) 提出期間**

令和3年10月26日(火) 午前9時から

令和3年11月24日(水) 午後5時まで

**5 募集要項及び仕様書に対する質問の受付及び回答の公表**

募集要項及び仕様書に係る質問がある場合は、質問書(様式4)に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて提出すること。

**(1) 受付期間**

令和3年10月26日(火) から

令和3年11月9日(火) まで

**(2) 回答方法**

質問に対する回答は、適宜、北広島市ホームページに掲載する。

**(3) 回答期限**

令和3年11月17日(水)

**6 参加資格審査及び参加資格審査結果通知**

参加申請事業者(以下「参加事業者」という。)から提出された参加申請書等の書類をもとに、プロポーザルへの参加資格の審査を行い、公募型プロポーザル方式参加資格審査結果通知書(様式6)で通知する。なお、参加資格については、申請書類の提出期限の日を基準日として確認するものとする。

**7 提案書及び提案見積書の作成に必要な資料の閲覧**

プロポーザルの参加資格を有すると認められた参加事業者は、提案書及び提案見積書(以下「提案書等」という。)の作成に必要な資料を閲覧することができる。なお、指定期間以外の閲覧は認めないものとし、参加しなかった場合は、資料閲覧の必要がないものと判断する。

**(1) 閲覧期間**

令和3年12月17日(金) から

令和3年12月28日(火) まで

**(2) 閲覧場所**

北広島市中央4丁目2番地1 北広島市役所4階水道部経営管理課

**8 提案書等の提出**

参加事業者は、プロポーザルの実施にかかる提案書等を作成の上、提出期限までに提出すること。

**(1) 提出部数**

① 提案書（様式5）

正本1部、副本8部

② 提案見積書及び積算内訳書（様式5-1、5-2）

各1部

**(2) 提出方法**

郵送とする。提出期間内必着とする。

**(3) 提出期間**

令和3年12月17日（金）午前9時から

令和4年 1月17日（月）午後5時まで

**9 提案書等の記載内容及び作成形態**

**(1) 提案書の記載内容**

提案書は、下記の事項について具体的に記載すること。なお、章立てて記載する必要はなく、包括的なメリットを生かした提案とすること。

- ① 会社概要及び財務状況
- ② 受託実績
- ③ 業務体制及び業務執行計画
- ④ 窓口・受付業務（インターネット受付含む。）
- ⑤ 検針業務
- ⑥ 再検針・漏水調査業務
- ⑦ 開閉栓業務
- ⑧ 調定・更正業務
- ⑨ 収納業務
- ⑩ 未納整理業務
- ⑪ 給水停止業務
- ⑫ 電子計算処理業務（システム構築を含む。）
- ⑬ 検満メーター取替データ管理業務
- ⑭ ④から⑬までの業務を包括的に受託するにあたっての業務効率化
- ⑮ 人材の育成及び確保
- ⑯ 研修体制
- ⑰ 地域貢献
- ⑱ 個人情報保護
- ⑲ 防災、災害及び緊急時等危機管理
- ⑳ その他業務提案（利用者サービス及び業務品質の向上等）

**(2) 提案書等の作成形態**

① 提案書

- ・ 提案書正本及び副本の表紙には、提案書（様式5）を使用すること。
- ・ 提案書はA4縦置き、横書き、左綴り、両面印刷にて作成し、1部ずつファイルに綴り提出すること。なお、資料等でA3版を使用する場合は折綴りとする。

## ② 提案見積書

- ・ 提案見積書（様式5-1）を使用し、提案見積書に記載した提案見積金額の積算内訳について積算内訳書（様式5-2）を作成すること。
- ・ 提案見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

## ③ その他

- ・ 提案書等の提出後における書類の差替え、追加及び再提出は一切認めない。
- ・ 提出書類は返却しない。
- ・ 提案書等の著作権は提出した参加事業者に帰属するものとするが、必要に応じて複写、保存する場合がある。

## 10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等の提出後、概ね次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングの実施を予定している。

### (1) 実施時期

日時及び場所等の詳細については決定次第、各参加事業者に対して別途通知する。

### (2) 実施時間

1 参加事業者につき

プレゼンテーション 30分以内

ヒアリング 30分程度

### (3) 実施方法

プレゼンテーションの実施方法は自由形式とするが、電子機器を使用する場合は、参加事業者において用意すること。（ただし、スクリーンは水道部経営管理課で用意する。）

### (4) 出席人数

1 参加事業者につき4名以内とし、出席者の役職、氏名を提案書提出時に届け出ること。  
なお、共同企業体の場合は、各構成員から必ず1名以上出席すること。

### (5) その他

- ① プレゼンテーションによる説明内容は、提案書に記載する範囲内とする。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングの実施順は、提案書等を受理した順とする。

## 11 プロポーザルの審査方法

### (1) 参加事業者が2者以上の場合

- ① 選定委員会委員は、参加事業者から提出された提案書等のほか、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、別に定める評価基準表の評価項目ごとに評価・採点を行う。
- ② 評価項目ごとに選定委員会委員の平均点（少数点第2位を四捨五入したもの。）を算出し、全ての評価項目の合計（以下、「評価点」という。）が最も高い参加事業者を契約候補者として選定する。ただし、評価点が227点に満たない場合は、契約候補者として選定しない。
- ③ 評価点が最も高い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約候補者を選定することとし、くじ引きを行う場合の手順等については、事態発生時に改めて連絡する。

### (2) 参加事業者が1者の場合

(1)と同じ方法により評価点を算出し、評価点が242点以上に限り契約候補者として選定する。

## 12 特定通知等に関する事項

審査の結果、契約候補者を特定したときは、次のとおり結果を通知する。また、市ホームページにおいて、参加事業者の評価点を公表することとする。ただし、契約候補者以外は匿名とする。

### (1) 特定通知

特定された者に対して、特定通知書（様式7）により通知する。

### (2) 非特定通知

特定されなかった者に対して、非特定通知書（様式8）により通知する。

### (3) 非特定理由の説明

非特定通知を受けた者は、(2)の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く午前9時から午後5時）以内に書面（任意様式）により非特定の理由について説明を求めることができる。

### (4) 回答期限

非特定理由の説明請求に対する回答は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

## 13 契約の締結

- (1) 契約候補者に特定された者と仕様書及び提案書等を基に協議を行い、協議が成立したときは、随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、仕様書及び提案書等に記載された内容について必要があると認められるときは、追加、変更、削除等を行うことがある。
- (2) 契約内容等に関する協議が整わない場合、その他契約候補者と契約を締結できないときは、次点者と協議を行う。

## 14 企画・提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を選定委員会が審査し、その取扱いについて決定する。当該参加事業者に、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もある。その瑕疵が、重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もある。

## 15 各関係法令等の遵守

参加事業者は、本募集要項に定めるもののほか、北広島市契約規則その他関係法令の規定を遵守することを誓約するものとみなす。

参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととする。



## 16 その他の事項

### (1) プロポーザルへの参加に係る費用の負担

プロポーザルへの参加に伴う書類の作成、書類の提出に係る費用及び旅費その他一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。

### (2) 書類の配付等

プロポーザルの実施に伴う参加申請書その他全ての書類の配付は、下記の市ホームページからダウンロードすること。

また、募集要項及び仕様書に対する質問の回答及び契約候補者の選定結果についても、下記の市ホームページに掲載する。

市ホームページのURL <https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>

### (3) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、プロポーザルの実施方法の変更や出席者に条件を付す場合がある。

## 17 問い合わせ先

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

### (1) 担当（事務局）及び書類提出先

〒061-1192

北海道北広島市中央4丁目2番地1

北広島市水道部経営管理課総務・料金担当（担当：中田・名和）

(2) 電話 011-372-3311（内線4302・4304）

(3) FAX 011-376-9147

(4) Eメール keiei@city.kitahiroshima.lg.jp